

東京都ダンススポーツ連盟
事業運営協力に関する内規

2024年6月1日 理事会決定

(目的)

第1条 本内規は、東京都ダンススポーツ連盟（以下「本連盟」という）が加盟団体が使用許可を取得している会場を使用して競技会、研修会、パーティなどを開催した場合、当該加盟団体に協力金を支払うことで加盟団体を支援するための支給内容を定めるものとする。

(競技会について)

第2条 本連盟は、加盟団体が使用許可を取得している会場を使用して、競技会を開催することができる。

第3条 前条の場合、本連盟は、協力金として10万円を上限として競技会剰余金の20パーセントを支払うこととする。

(パーティについて)

第4条 本連盟は、加盟団体が使用許可を取得している会場を使用して、パーティを開催した場合、協力金として10万円を上限としてパーティ剰余金の10パーセントを当該加盟団体に支払うこととする。

(研修会について)

第5条 本連盟は、加盟団体が使用許可を取得している会場を使用して、研修会を開催した場合、会場協力金として当該加盟団体に1万円を支払うこととする。

(適用、解釈)

第6条 本内規の適用及び解釈については、理事会で決定する。

附 則

1. 本内規は、2024年6月1日より施行する